

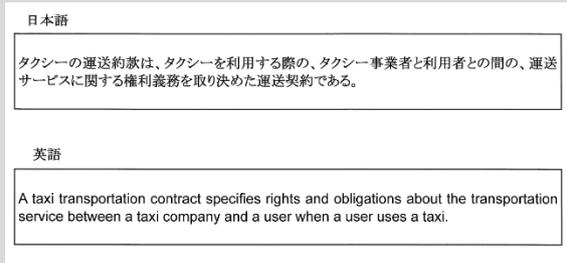
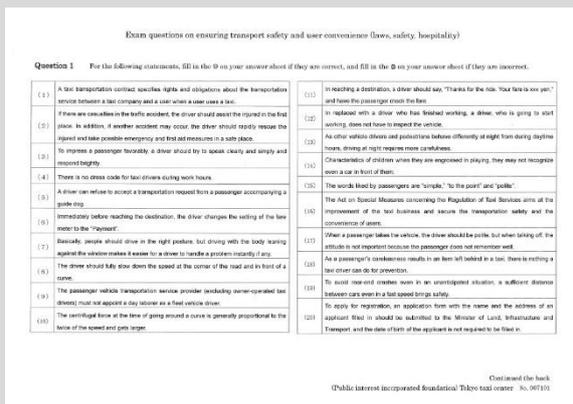
「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」の 英語化について

～ 安全な運送を目指して～

「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」が 英語で受験可能となります

東京タクシーセンターでは、タクシー業務適正化特別措置法第49条の規定に基づき「輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験」を日本語で実施しておりますが、将来的にタクシー業界での外国人就労者の増加も見込まれることから、令和7年5月12日(月)より試験が英語で受験可能となります。

試験の申し込み時に英語での受験を希望する場合は東京タクシーセンター教務部へ申し出ていただくことにより、英語での受験が可能となります。



※ 英語の試験 (全体イメージ)

※ 英語の試験 (一部イメージ)

〈問合せ先〉

公益財団法人 東京タクシーセンター

東京都江東区南砂7-3-3



担当：教務部 教務第二課

電話：03-3648-8311